

品名	冷媒フロン（業務用冷凍空調機器）	I - 6
----	------------------	-------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ◇ フロン（フルオロカーボン）は、炭素とフッ素の化合物であり、主にエアコンや冷蔵機器、冷凍機器等の冷媒に使用されていたが、大気中に放出されるとオゾン層破壊の原因となるため、国際的なフロン対策として特定フロン（CFC、HCFC）の代替フロン（HFC）への転換が図られている（CFCは2009年で全廃。HCFCは先進国で2020年に、途上国で2030年に原則全廃となる）。なお、代替フロンは、オゾン層破壊物質ではないが、二酸化炭素に比べて数十倍～1万倍以上の大きな温室効果を持つことから、地球温暖化対策上も、代替フロンを含むフロン類の排出抑制が喫緊の課題となっている。 ◇ 「フロン排出抑制法（旧 フロン回収破壊法）」により、第一種特定製品（業務用として製造されたフロン類が使用されているエアコン、冷蔵機器（ウォータークーラーを含む）、冷凍機器等）を廃棄する場合、フロン類充填回収業者による回収の義務化、引渡義務違反への間接罰・行程管理制度等が導入されてきた。2020年4月の改正法の施行により、機器の有無の事前確認・書面による説明・3年間の保存や引取証明書による廃棄機器の引取制限が強化され、引渡義務違反が直罰となった。また、都道府県による指導監督の実効性向上のため、建設リサイクル法解体届等の必要な資料要求規定の位置付け、解体現場等への立入検査等の対象範囲拡大が図られた。 ◇ 業務用の冷凍冷蔵機器や空調機器の全ての所有（管理）者には、簡易点検が義務付けられ、一定規模以上の機器の所有（管理）者には有資格者による定期点検が義務付けられている。 ◇ 家庭用として製造されたフロン類が使用されているエアコンや冷蔵庫等を廃棄する場合には、業務で使用していたとしても「家電リサイクル法」による処分を行わなければならない。
----	---

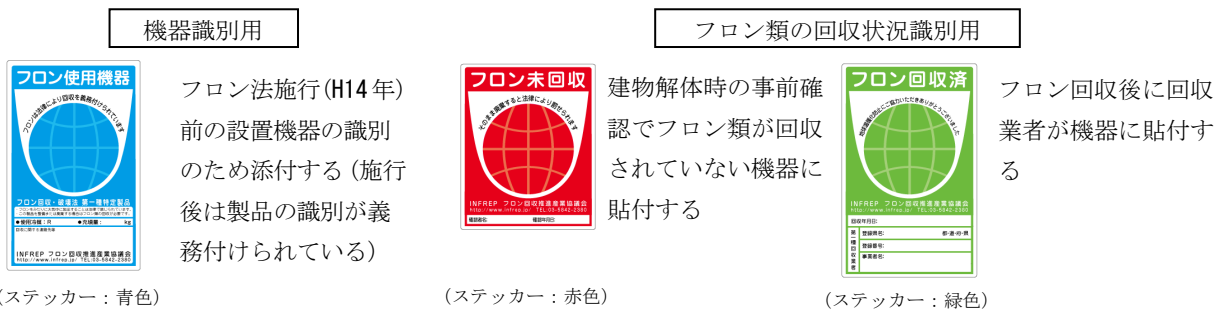
適用法令等	<ul style="list-style-type: none"> ◇ オゾン層保護法、フロン排出抑制法、家電リサイクル法、廃棄物処理法
-------	--

処理方法	<p>1. 解体実施時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 解体工事の際には、「フロン排出抑制法」に基づき、下記のとおり対応する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">○解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。 事前確認書面</p> <p style="text-align: center;">○事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。</p> <p style="text-align: center;">○書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">機器がある場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">フロン類が回収済み</p> <p style="text-align: center;">方法②の場合</p> <p style="text-align: center;">○工事発注者からフロン類の引取証明書の写しをもらいます。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">フロン類が未回収</p> <p style="text-align: center;">方法①の場合</p> <p style="text-align: center;">○充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存します。</p> <p style="text-align: center;">※引取証明書の写しを必要部数用意します。</p> </div> </div> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">機器がない場合</p> <p style="text-align: center;">機器がない場合でも、書面を保存してください!</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">委託確認書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">充填回収業者*</p> <p style="text-align: center;">フロン類を回収し、引取証明書を発行します。 ※都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者</p> </div> <p style="text-align: center;">引取証明書(写し)</p> </div> </div>
------	--

図1 解体工事における管理フロー（フロン排出抑制法リーフレットより）

- ◇ 工事着手前に、業務用のフロン類使用機器（エアコン、冷蔵機器、冷凍機器）の有無を調査し、確認・回収状況を識別管理する（図：「フロン未回収／回収済ステッカー」参照）。
- ◇ フロン類使用機器については、その結果を発注者に対して書面（事前確認書）にて説明し、その書面の写しを3年間保存しなければならない。
- ◇ 確認の結果、解体しようとする建築物・工作物に第一種特定製品が残置されていた場合、当該製品に含まれるフロン類の回収もしくはフロン類が含まれていないことの確認後、解体工事に着手する。
- ◇ フロン類使用機器は、行程管理票を使用し、回収状況の管理を行う^{※1}。
- ◇ フロン類を大気中に漏出させた場合、発注者は50万円以下の罰金、解体工事関係者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の適用を受ける可能性がある。
- ◇ フロン類が回収済みの場合は、発注者から受領した引取証明書の写しを添えて機器を廃棄する。
- ◇ 未回収の場合は、発注者に充填回収業者への回収の委託を依頼するか、発注者から委託確認書を受領の上、充填回収業者またはその登録を受けた廃棄物・リサイクル業者に回収を依頼する。

フロン回収普及啓発ステッカー（識別管理に使用することを推奨）



※1 **フロン回収行程管理票** 一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構（JRECO）HP 参照

フロン類使用機器の所有者がフロン類を充填回収業者に引き渡すにあたり、行程管理票を使用し、回収状況の管理を行わなければならない。行程管理票は、回収依頼書（または委託確認書）、再委託承諾書、引取証明書等で構成され（A～F票の6枚複写式）、交付日より3年間保存する。

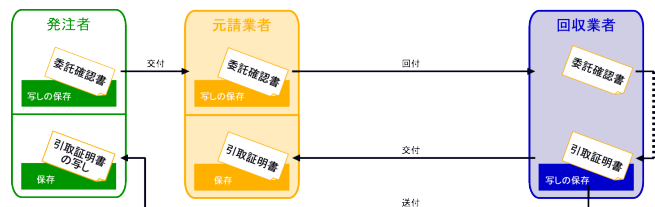
◇フロン類を直接回収業者に引き渡す場合

- ①機器の所有者は、自ら回収業者にフロン類の回収を依頼する場合は、必要事項を記載した回収依頼書を交付する。
- ②回収業者は、書面（回収依頼書又は委託確認書）の交付を受けた場合には、速やかにフロン類の回収を行い、引取証明書を所有者に交付する。



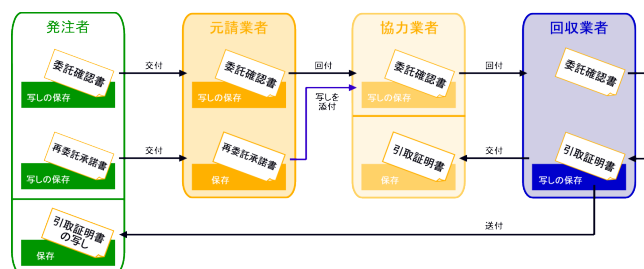
◇フロン類の引渡しを委託する場合

- ①機器の所有者がフロン類の回収を他の者に委託する場合には、当該契約の受託者（元請業者等）に委託確認書を交付する。
- ②受託者がフロン類を回収業者に引き渡す際には、回収依頼書を回付する。
- ③回収業者は、回収依頼書の交付を受けた場合には、速やかにフロン類の回収を行い、引取証明書を引渡受託者（元請業者等）に交付する。



◇フロン類の引渡しを再委託する場合

- ①再委託を行う場合は、あらかじめ発注者から再委託について承諾する旨を記載した書面（再委託承諾書）の交付を受ける。
- ②元請業者は再委託者（協力会社）に委託確認書を回付する。
- ③再委託者は、回収依頼書を回付し、フロン類を回収業者に引き渡す。
- ④回収業者はフロン類の回収後、引取証明書を再委託者に交付し、引取証明書の写しを発注者に送付する。



2. 運搬・処分に伴う注意

- ◇ フロン類の回収は、都道府県の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に委託する。
- ◇ フロン類を回収する場合には、有資格者により、適切な回収装置を用いて、フロン類が放出しないよう安全に作業を行わなければならない。
- ◇ 引取証明書（写し）やフロン類が充填されていないことを示す確認証明書による確認ができない機器の引き取りが禁止され、違反して取引した場合は直罰（50万円以下の罰金）の対象となる。

3. 処分方法

- ◇ 回収されたフロンは、その種類毎に再生工場で冷媒用の再生フロンとして再生され充填されるか、認定事業所（フロン破壊事業者）で、無害化（破壊）処理される。

4. 行政の対応窓口等

- ◇ 環境省地球環境局フロン対策室、経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室
・フロン排出抑制法ポータルサイト（建物解体業者向け 説明会資料、リーフレット他）

5. 問合せ先

- ◇ 行程管理票、普及啓発ステッカーの販売、回収業者・破壊業者、処理情報
・（一財）日本冷媒・環境保全機構（JRECO） <https://www.jreco.or.jp/>

備考

・冷媒管理システム「RaMS（ラムズ）」により①機器の一括管理、②機器の廃棄に関わる行程管理票の起票・交付・保存、③必要な書類の一括管理を電子的に行うことができる。